

株式会社エイド
相談支援事業所なづな

利用契約書

重 要 事 項 説 明 書

個人情報使用同意書

(指定特定相談支援)
(指定障害児相談支援)

〒320-0058 栃木県宇都宮市上戸祭4丁目10番27号

TEL (028) 680-6349 FAX (028) 680-6397

当事業所は御契約者に対して計画相談等のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

「指定特定相談支援事業」・「指定障害児相談事業」

利用契約書

_____様（以下「利用者」と略します。）と株式会社エイド（以下「事業者」と略します。）は、事業者が運営する相談支援事業所「相談支援事業所なづな」から提供する児童福祉法に基づく障害児相談支援事業・障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業（以下、「相談支援事業」という。）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に児童福祉法・障害者総合支援法の関連法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用者の同意の上でサービス等利用計画を作成し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和_____年_____月_____日から契約者の計画相談支援給付費の支給期間の終期までとする。

2 上記契約期間満了日の7日前に利用者から文書による更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

（サービス等利用計画の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して利用者及びその家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題を把握します。

3 相談支援専門員は、当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画書の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、利用者等の同意を得たうえで決定するものとします。

7 その他、サービス等利用計画作成に関する必要な支援を行います。

（サービス等計画作成後の便宜の供与）

第4条 事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定相談支援サー

ビスを提供するものとします。

- 一 利用者及びその家族と、受給者証に記載されているモニタリング期間に準じて面接し、経過を把握します。
- 二 サービス等利用計画書の目標に従ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- 三 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価（モニタリング）を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新等に必要な援助を行います。

（サービス等利用計画の変更）

第5条 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

（施設入所への支援）

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介又はその他の便宜の提供を行います。

（利用料）

第7条 事業所の提供するサービス利用計画作成に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

- 2 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けてサービス利用計画の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業所に支払うものとします。
- 3 事業所は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

（事業所の基本的義務）

第8条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、必要な指定計画相談支援及び指定障害児相談を適切に行います。

- 2 事業所は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業等を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を行います。

（事業所の具体的義務）

第9条 （安全配慮義務） 事業所は、指定特定障害児・者相談支援サービスの提供にあたって、保護者及び利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 （説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者、利用者の後見人、又は利用者の家族の質問等に対して適切に説明します。

- 3 （守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定障害児・者相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者、及び利用者の家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

- 4 （記録保存整備義務） 事業者は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供終了日から5年間保存します。

(利用者の解除権)

第 10 条 利用者は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第 11 条 事業者は、やむをえない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、契約を解除することができます。

2 事業者は、利用者又はその家族などが、事業者や相談支援専門員に対して、身体的暴力（ものを投げる、叩く、蹴る、つばを吐く、身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）、精神的暴力（暴言や乱暴な言葉、大声で威圧する、理不尽な要求、人格を傷つける言動等）、セクシャルハラスメント（好意的態度の要求、意に添わない性的誘い掛け、性的な嫌がらせ行為等）等のハラスメント行為又はこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、1 カ月間の予告期間なしに、直ちにこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第 12 条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第 14 条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- 三 第 15 条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。

(損害賠償)

第 13 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者または相談支援専門員の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(相談・苦情対応)

第 14 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した相談支援又は事業所が作成したサービス等利用計画に基づいて提供された障害福祉サービスについて、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(裁判管轄)

第 15 条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約外条項)

第 16 条 本契約に定めのない事項については、児童福祉法・障害者総合支援法の関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

指定特定相談支援支援及び指定障害児相談支援

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エイド
主たる事務所の所在地	〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町330番地4
代表者（職名・氏名）	代表取締役 財川美穂
設立年月日	令和5年4月28日
電話番号	028-680-6349

(2) 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所なづな
サービス種類	指定特定相談支援・指定障害児相談支援
事業所の所在地	〒320-0058 栃木県宇都宮市上戸祭4丁目10番27号
電話番号	028-680-6349
指定年月日	令和7年7月1日
事業所番号	
管理者氏名	財川美穂
通常の実施区域	宇都宮市

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		事業所の職員・業務の管理
相談支援専門員	1名以上		指定特定相談支援及び 指定障害児相談支援業務

(4) 営業日および営業時間

営業日	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜
休業日	土曜日・日曜日・祝日 8月13日から8月16日及び12月30日から1月3日
営業時間	午前9時～午後6時
緊急連絡先	留守番電話、メール等で受付。営業日に対応する。

2.当事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ・利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう、障害児・者のサービス等利用計画を作成します。
- ・利用者の選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を心がけます。
- ・十分な説明と同意に基づいたサービス提供を心がけます。
- ・中立公正なサービス提供に努めます。
- ・さまざまなニーズに応じた総合的なサービスが提供できるよう関係機関との綿密な連携を図ります。

(2) サービスの内容

① 【サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成】

利用者の居宅を訪問して、心身状況、その置かれている環境を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成します。

② 【サービス等利用計画又は障害児支援利用計画作成後の便宜の供与】

- ・サービス等利用計画又は障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要用に応じてサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行うもの等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面談するほか、その結果を記録します。

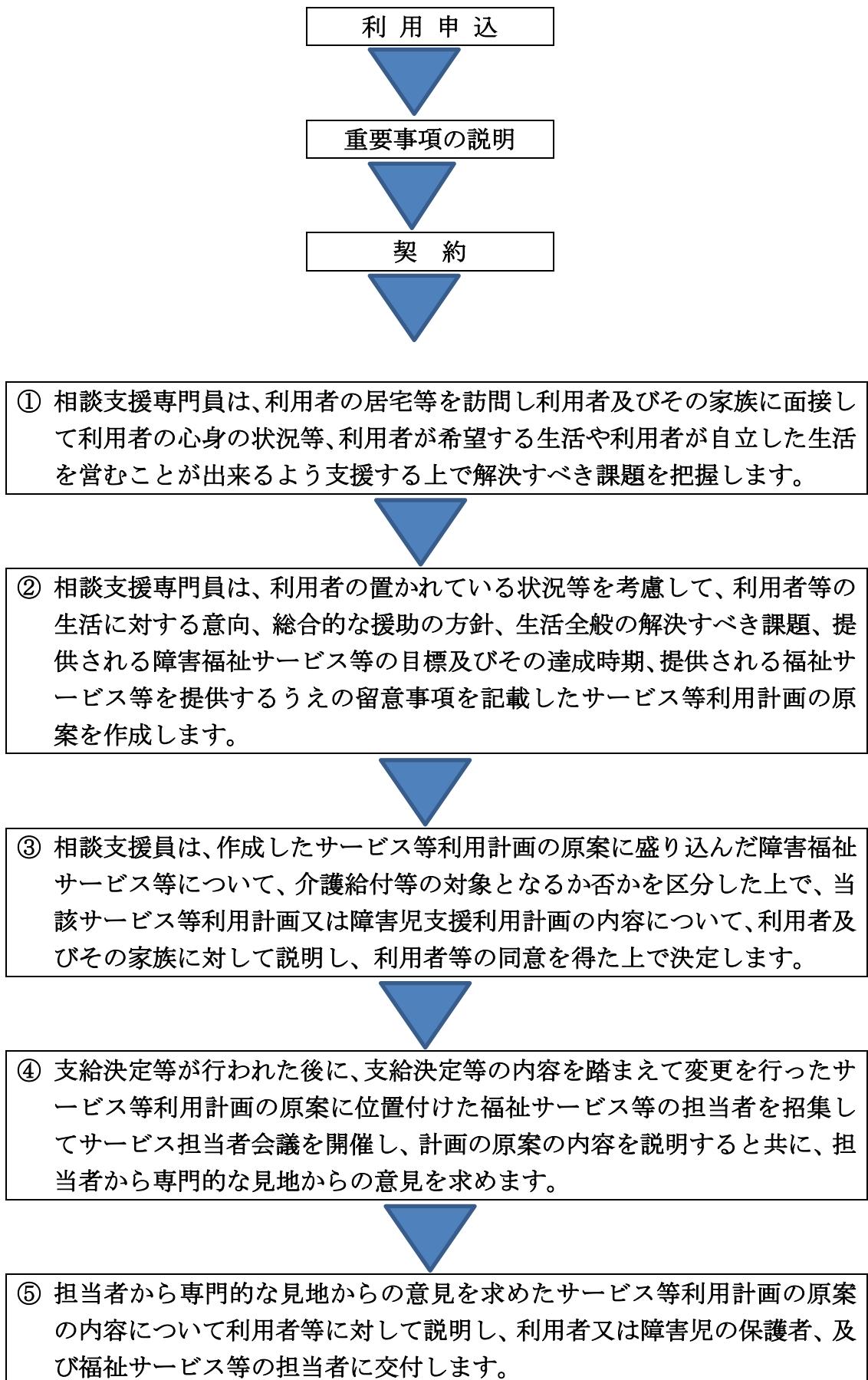
③ 【サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更】

利用者がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更します。

④ 【前各号に掲げる便宜に付帯する便宜】

①から③に付帯するその他必要な相談支援、助言等

<サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の流れ>



3.利用料金

(1) サービス利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業所が法律に基づいて、市町村から計画相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(2) 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所が実施する特定相談支援事業所及び障害児相談支援のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、必要な交通費を頂きます。

実施地域内	実費負担なし
実施地域外	1キロにつき50円

※実施地域外の場合、事業の実施地域を越えた地点からの計算となります。

(5) 利用料金のお支払い方法

上記記載の通り、交通費等を必要時に徴収する場合があります。毎月、10日過ぎに前月分の請求をしますので、当月20日までにお支払ください。お支払方法は、現金支払い・口座振込のいずれかを契約の際に選べます。尚、現金支払いの方は、支払いの際に領収書をお渡します。

振込の場合

栃木銀行 若草支店 普通 1134520
株式会社エイド 代表取締役 財川美穂

(6) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただけません。

4.緊急時の対応について

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する当の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

5.個人情報の保護について

事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を守って適切な取扱いを行います。

事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。

外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

6.秘密保持について

- (1) 事業者の相談支援専門員及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

7.事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急処置、医療関係への搬送等の措置を講じると共に、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告致します。
- (2) 事故等により、区分認定に影響する可能性のある場合には市町村（障害福祉課）に事故の概要を報告致します。
- (3) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - ③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が生じた場合。

8.サービス内容についての苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 相談支援事業所なづな 管理者 財川 美穂
受付時間 月・火・木・金 9:00~18:00
電話番号：028-680-6349 FAX：028-680-6397

当事業所以外に、市町村等の窓口に相談し苦情を伝えることが出来ます。

市町村の相談窓口：宇都宮市障がい福祉	電話番号 028-632-2366
栃木県運営適正化委員会	電話番号 028-622-2941

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：財川美穂
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 成年後見制度の利用につき支援していきます。

(5) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10.身分証携行義務

相談支援専門員は、常に身分証等を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証等を提示します。

11.サービスの提供の記録

事業者は、指定計画相談支援及び指定障害児支援利用計画の提供の関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存いたします。また、利用者が他の指

定相談支援事業所又は指定障害児相談事業所の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、直近のサービス等利用計画、及びその実施状況に関する書類を交付します。

12. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	(2)なし		

13. サービスの利用にあたっての留意事項

【サービスの提供を行う相談支援専門員】

- ・相談支援専門員は身分証等を携行し、初回訪問時及び利用者等から求められたときはこれを提示します。
 - ・サービス提供時に、担当の相談支援員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。
- 相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等に遠慮なくご相談ください。

居宅介護支援 個人情報使用同意書

1. 使用する目的

- ① サービス等利用計画及び障害児支援利用計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、相談支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。
- ② サービス等利用計画を作成にあたり、アセスメント（課題分析）や状況把握のために、市町村より基本情報等を求める場合。
- ③ 医療機関より医療情報を求める場合。

2. 使用する事業者の範囲

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画に定められた事業者
利用者が関わる市町村・保険・医療・福祉事業者等

3. 使用する期間

当事業所で相談支援のサービスを受けている期間に準ずる。

4. 条件

- ① 個人情報の取得や提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

指定特定相談支援・指定障害児相談支援利用契約を締結します。

1、 計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

2、 契約者及びその家族の個人情報については、個人情報使用同意書により、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

契約者又はその家族の求めがあった時には、情報開示を速やかに中止します。
以上を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、契約者、事業者が各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

所在地 栃木県宇都宮市上戸祭4丁目10番27号

名 称 相談支援事業所なづな

代表者 代表取締役 財川 美穂 印

相談支援専門員名 市川 久美 印

利用申込者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 続柄 () 印

代筆・代理人 住所

氏名 続柄 () 印